

## 令和元年第4回広尾町議会臨時会 第1号

令和元年11月25日（月曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 議案第69号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第70号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第71号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第72号 令和元年度広尾町一般会計補正予算（第3号）について
- 8 議案第73号 令和元年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第3号）について
- 9 議案第74号 令和元年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 10 議案第75号 令和元年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 11 議案第76号 令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について
- 12 議案第77号 令和元年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 13 議案第78号 令和元年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について
- 14 議案第79号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）について

### ○出席議員（13名）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 浜野 隆   | 2番 萬亀山 ちず子 |
| 3番 北藤 利通  | 4番 前崎 茂    |
| 5番 志村 國昭  | 6番 山谷 照夫   |
| 7番 星加 廣保  | 8番 渡辺 富久馬  |
| 9番 小田 英勝  | 10番 小田 雅二  |
| 11番 旗手 恵子 | 12番 浜頭 勝   |
| 13番 堀田 成郎 |            |

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

- |       |     |     |
|-------|-----|-----|
| 町 長   | 村 瀬 | 優   |
| 副 町 長 | 田 中 | 靖 章 |

会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	白 石 晃 基
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努 和
併 総 務 課 主 幹	折 笠 博 和
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
企 画 課 長	雄 谷 幸 裕
企 画 課 長 補 佐	及 川 隆 之
住 民 課 長	及 齊 藤 美 津 雄
住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美
住 民 課 長 補 佐	楠 本 直 美
兼 住 民 課 長 補 佐	村 上 洋 子
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 大 大
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	宝 泉 大 大
兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	村 上 洋 子
健 康 管 理 セ ン タ ー 長	浜 頭 義 和
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	山 崎 尚 子
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長 補 佐	道 成 田 ま ゆ み
認 定 こ と も 園 ひ ろ お 保 育 園 長	成 田 ま ゆ み
認 定 こ と も 園 ひ ろ お 保 育 園 副 園 長	成 田 石 輝 義
兼 豊 似 保 育 所 長	金 佐 藤 清 輝 美
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 佐 藤 清 輝 義
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 次 長	佐 藤 清 輝 美
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	佐 藤 清 輝 美
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 次 長	平 井 浩 則
農 林 課 長	寺 井 浩 則
農 林 課 長 補 佐	平 室 谷 直 宏
兼 町 営 牧 場 長	平 室 谷 直 宏
水 産 商 工 観 光 課 長	前 田 藤 盛 通
建 設 水 道 課 長	前 田 藤 盛 通
建 設 水 道 課 主 幹	北 前 田 盛 一
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	前 森 谷 亨
港 湾 課 長	前 森 谷 亨
港 湾 課 長 補 佐	安 岡 伸 弘

〈教育委員会〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 岸 直 宏
管 理 課 長 補 佐	山 畑 裕 貴
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	小 川 浩 司
函 書 館 長	奥 村 京 子
兼 海 洋 博 物 館 長	小 川 浩 司

〈農業委員会〉

会 長	今 村 弘 美
事 務 局 長	西 脇 秀 司

○出席事務局職員

事 務 局 長	道 淳 一
事 務 局 次 長	保 坂 一 也
総 務 係 主 事	西 村 萌

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和元年第4回広尾町議会臨時会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。  
本臨時会には、町長から議案11件を受理しております。  
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申し出のあった当該関係者の出席を求めております。  
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、山谷照夫議員、11番、旗手恵子議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。  
町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。  
村瀬町長、登壇願います。

- 1、町長（村瀬） 令和元年第4回広尾町議会臨時会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。  
行政報告をさせていただきます。  
まず、1点目の西通排水区流末施設の被災についてであります。  
令和元年10月4日、台風18号が温帯低気圧に変わった影響を受け、本町において短期間に大量の雨が降り、西二条通にある西通排水区流末施設排水管が損壊し、洗掘により土砂の崩落が発生い

たしました。その後、この土砂が広尾川に流出、その一部が設置していたウライを覆う被害に発展し、現在は応急処置として、崩落したのり面にシートをかけ、2次災害を防止している状況であります。

なお、この被災による人的な被害はありませんでしたが、引き続き、調査検討を進め、排水管の復旧と土砂災害防止対策を施行する予定であります。

2点目の火災の発生についてであります。

9月定例会以降、1件の火災が発生しております。

9月15日午後10時22分ころ、陣屋95番地において建物火災が発生し、消防職員、団員合わせて45名、消防車両8台が出動し、翌16日午前0時28分に鎮火しております。

この火災で近隣への延焼、けが人はありませんでしたが、木造一部2階建て、約110平方メートルのうち、約65平方メートルが焼損いたしました。出火原因については、現在、調査中であります。

3点目の年金生活者支援給付金所得情報の誤りについてであります。

令和元年10月1日に施行された年金生活者支援給付金制度において、本町から日本年金機構に提出した所得情報に誤りがあり、本来は支給対象とならない方へ年金生活者支援給付金請求書が送付され、また、支給額が変更となる方がいることが判明いたしました。

原因は、対象世帯に税の未申告者がいる場合の所得情報、世帯課税区分の設定にシステムの不備があり、所得が誤って算定されたものであります。本町においては、支給対象外の人への送付が98人、支給額の変更は1人となっております。対象者の方には、おわびの文書を送付しているところですが、今後の問い合わせについては、丁寧な説明をしてみたいと思っております。

今後は、こういったことのないよう、確認作業を徹底し、適正な業務の執行に当たるよう一層努めてまいります。

訂正させていただきます。2点目の火災の発生でありますけれども、発生の期日につきましては、10月15日であります。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

#### ◎日程第4 議案第69号

1、議長（堀田） 日程第4、議案第69号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、議案第69号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、議員の期末手当の支給率につ

いて改正するものであります。

お手元の議案資料をお願いいたします。議案資料1 ページであります。

上段の議長の欄で説明させていただきます。

期末手当支給率の改正につきましては、改正前の6月、12月の総支給月数4.35月を0.05月引き上げ、その下でありますけれども、4.4月に改正したいとするものであります。

なお、本年度12月に支給する期末手当につきましては、附則に第9項を追加し、本年度の12月については2.225月、率にして100分の222.5とするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第69号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第70号

1、議長（堀田） 日程第5、議案第70号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第70号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、特別職の期末手当の支給率について改正するものであります。

お手元の議案資料3ページであります。

網かけの町長のところで説明をさせていただきます。

期末手当支給率の改正につきましては、改正前の6月、12月の総支給月数4.45月から0.05月引き上げ、4.5月に改正をし、6月、12月の支給月をそれぞれ2.25月とするものであります。

なお、平成30年4月1日から令和2年4月29日までの間は特例期間となっております、6月2.075月、12月2.225月、合わせて4.3月の総支給月数となっております、変更はないところであります。

改正の実施時期につきましては、令和2年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第70号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第71号

1、議長（堀田） 日程第6、議案第71号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願ひます。

1、町長（村瀬） 議案第71号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

議案資料5ページをお開きいただければと思います。

本案につきましては、人事院勧告に基づき給料表及び勤勉手当の支給率の改定を行うものであります。

1といたしまして、給料表の改正であります。初任給及び若年層の俸給月額を平均0.1%、勤勉手当については、0.05月引き上げる内容であります。

(1) でありますけれども、行政職におきましては、大卒程度に係る初任給を1,500円、高卒者に係る初任給を2,000円引き上げ、若年層についても1,000円程度の改定を行うところであります。

次、(2)の医療職の給料表につきましては、行政職との均衡を基本に改定するものであります。

次の2の勤勉手当の改定につきましては、改正前の総支給月数を1.85月から0.05月引き上げ、総支給月数を1.9月に改正し、議案の第1条で本年12月の支給月数を0.975月とし、第2条で令和2年度から6月、12月の支給月数をそれぞれ0.95月に改正するものであります。

附則におきまして、施行期日は公布の日から施行し、給料表及び本年度の勤勉手当は平成31年4月1日から適用し、令和2年度からの勤勉手当については令和2年4月1日に施行するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第71号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第72号～日程第14 議案第79号

1、議長(堀田) 日程第7、議案第72号 令和元年度広尾町一般会計補正予算(第3号)についてから日程第14、議案第79号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算(第3号)についてまでの8件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第72号 令和元年度広尾町一般会計補正予算(第3号)から議案第79号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算(第3号)まで一括して提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容でありますけれども、人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴う人件費の補正及び共済費の確定見込みによる整理並びに特別会計予算の補正による特別会計繰出金の整理及

び財源内訳の補正であります。

最初に、議案第72号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出の予算の総額から、それぞれ6万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を72億8,062万4,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページの補正の歳入であります。

事項別明細書は、3ページからであります。

18款2項特別会計繰入金6万8,000円の減額は、港湾管理特別会計繰入金であります。

次に、歳出でありますけれども、議員期末手当の追加のほか、各款にわたって人件費の整理及び特別会計への繰出金の整理を行っております。

5款3項水産業費253万4,000円の追加であります。

事項別明細書は、9ページになります。

人件費の追加及び水産振興費に239万1,000円の追加であります。この関係について、説明をさせていただきます。

本年度の秋サケ定置漁業につきましては、襟裳以東で昨年の約2倍となる予測が出され、今年の水揚げに大変な期待をしていたところでありますけれども、操業開始当初より水揚げが低調で、結果的に過去最低となった平成29年度の水揚げを下回る結果となったところであります。水揚げ額につきましては、2億3,900万円となっているところであります。

十勝と釧路のサケ定置漁業者と各市町村を含む関係機関で組織をされております一般社団法人十勝釧路管内さけ・ます増殖事業協会におきまして、今年度を含め3年連続して水揚げ金額が落ち込み、当協会の運営が非常に厳しい状況になっているところであります。会員となるサケ定置漁業者からは、運営経費に充てる水揚げ割高として6.9%、施設整備の積立金として1.5%を水揚げ金額から負担をしているところであります。しかし、既に2年連続で水揚げ不振により、平成31年度においては、水揚げ高割2%の特別負担金を計画しているところであります。

広尾町の秋サケ定置漁業は広尾漁業全組合員の出資によって運営されておきまして、この水揚げ不振によりまして組合員の生活への影響が非常に大きなものであると考えまして、管内さけ・ます増協への水揚げ高割2%の特別負担金のうち、1%を緊急支援として補助したいとするものであります。

次に、8款1項の消防費220万円の追加であります。灯台の消防用サイレンの修繕料であります。

次、議案18ページになります。

議案第73号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものとなります。  
次のページであります。

補正の歳出であります。

1款1項港湾管理費につきましては、人件費の補正及び一般会計繰出金を整理するものとなります。

次に、議案書20ページであります。

議案第74号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を7,445万6,000円とするものとなります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページの補正内容であります。

人件費の追加でありまして、一般会計から繰り入れをするものとなります。

次に、議案第75号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ639万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を4億29万7,000円とするものとなります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをされているものとなります。

次のページの補正の歳入であります。

4款1項一般会計繰入金9万8,000円の追加であります。

7款1項町債630万円の追加であります。公共下水道事業の追加に伴うものとなります。

次に、歳出であります。

1款1項一般管理費1万8,000円の追加は、人件費の追加であります。

2款1項事業費638万円の追加であります。

先ほど行政報告をいたしました損壊した排水設備の改修事業費であります。今年度で実施設計をいたしまして、令和2年度で工事を行うものとなります。

財源につきましては、町債であります。

お手元の議案資料の最後のページ18ページに位置図をお示ししているところとなります。

3款1項公債費は、財源内訳の補正であります。

次に、26ページであります。「第2表 地方債補正」の変更であります。

公共下水道事業債及び過疎対策事業債の限度額の変更であります。町債の合計に630万円を追加し、8,910万円とするものであります。

次に、議案第76号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3条）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第1表は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ104万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を9億9,403万1,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

次のページの補正内容であります。給与条例の改正及び職員の世帯構成の異動に伴う人件費の追加でありまして、一般会計から繰り入れをするものであります。

次に、議案第77号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ94万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を7億1,769万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

次のページの補正内容であります。人件費の追加でありまして、一般会計から繰り入れをするものであります。

次に、議案第78号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ60万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を2億6,053万1,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

次のページの補正内容であります。人件費の追加でありまして、一般会計から繰り入れをするものであります。

次に、議案第79号についてであります。

令和元年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

第1条は、令和元年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

第1款第2項営業外収益に8万2,000円を追加するものであります。

補正の内容であります。収入は他会計からの負担金の追加、支出は人件費の追加であります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、17万8,000円を追加するものであります。

以上で、議案第72号から議案第79号までの補正予算についての提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から水道事業会計までの8件を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から水道事業会計までの8件を一括して審議を行います。

申し上げます。本案8件については、会議規則第55条の質疑の回数の規定を適用せず審議することといたします。これより審議に入ります。

議案第72号から議案第79号までの8件に対する質疑の発言を許します。

5番、志村國昭議員。

1、5番（志村） 事項別明細書の9ページの関係で、水産業振興費でさけ・ます増協に対する約239万1,000円ですか、この補助の関係なのですけれども、ちょっと確認のために聞かせていただきたいと思うのですけれども、広尾町から釧路管内浜中町ぐらまで増協の会員になっていると思うのですけれども、この239万1,000円というのは、一律の歳出なのか、それとも定置のか統数によっての負担割合を出しているのか、その辺、ちょっと確認のためにお聞かせいただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 説明いたします。

端的に言いますと、一律ではございません。広尾町独自の1%の補助でございます。

か統数割りかということでもありますけれども、水揚げのあくまで1%の負担でございまして、か統数割りでもございません。あくまで秋サケの水揚げの1%を補助するということになっております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第72号 令和元年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてから議案第79号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの8件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第72号から議案第79号までの8件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案8件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案8件は討論を省略します。

これより議案第72号 令和元年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてから議案第79号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの8件を一括採決します。

お諮りします。本案8件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案8件は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

#### ◎閉会宣告

1、議長（堀田） これにて令和元年第4回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時30分